

2015年5月28日

精神保健福祉法改正後の動きと精神保健福祉士に期待すること

演者が標記の講演をお引き受けするに当たり、当日参加される方がどのような経験や関心を持たれているか、予めお尋ねしておきたいと考えました。

例えば以下のように、精神保健福祉士の関与が本来的に、あるいは實際上求められる課題は、少なくないと思います。特に御回答をお願いするわけではありませんが、研修会の中で御質問や御意見をお寄せ頂くことを楽しみにしています。

- 改正精神保健福祉法で保護者制度が廃止され、市町村長同意が見直されたことについて。
- 改正法で導入された「退院後生活環境相談員」の業務、特に「医療保護入院者退院支援委員会」に関する業務について。
- 社会保険診療報酬の精神療養病棟、入院基本料病棟で「精神保健福祉士配置加算」が新設されたことについて。
- 障害福祉サービスとして「病院敷地内におけるグループホーム」の設置が認められたことについて。
- 退院促進・地域移行によって在宅生活を長期間維持するための援助のあり方について。
- 心神喪失者等医療観察法における社会復帰調整官、刑務所における配置など、法務の領域で福祉職の参加が求められていることについて。
- ケア会議等に行政機関、医療機関、地域援助事業者など多くの立場で福祉職が参加していることについて。
- 意思決定が困難な当事者に対する、医療・福祉その他のサービス利用の援助のあり方について。
- 病院など比較的大規模な組織で雇用された経験と、障害福祉サービスなど小規模の組織を代表的な立場で運営した経験との比較について。